

ポイント 内国法人である親法人と、その親法人に直接・間接的に発行済株式総数の100%保有される「すべて」の内国法人が子法人となり連結グループになることができます。

したがって、100%子法人であるa社だけを連結グループ対象とし、100%子法人のb社を連結グループ対象にしないとすることはできません。

#### A4

親法人になれる会社は、普通法人（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等）と協同組合等となり、子法人になれる会社は、普通法人に限られることとなります。したがって、学校法人や宗教法人などの公益法人は、親法人にも子法人にもなれないこととなります。

また、100%保有の関係を判定する場合に、以下の株式は除かれることとなります。

- 自己株式
- 従業員持株会の株式と、新株予約権の行使によりその法人の役員または使用人が所有する株式との合計が発行済株式総数の5%未満のもの

（親法人から除外されるもの）

- ① 普通法人（外国法人を除く）または、協同組合等により発行済株式総数の100%を保有されている法人
- ② 清算中の法人
- ③ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- ④ 投資信託および投資法人に関する法律に規定する投資法人
- ⑤ 国税庁長官の職権により連結納税の承認の取消しを受けた法人で、その取消しの日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人
- ⑥ やむを得ない事情により連結納税の取止めの承認を受けた法人で、承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人

（子法人から除外されるもの）

上記②～⑥

- ⑦ 連結親法人との連結完全支配関係がなくなったことにより、連結納税の承認を取り消されたとみなされた連結子法人で、その取消しの日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものが、従来連結親法人の下で連結子法人になろうとする時